

令和5年第10回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和5年10月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第10回東串良町農業委員会会議録

令和5年10月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和5年10月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和5年10月25日 午前10時55分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数8名 欠席数 名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員		○	有留 幸路		○	松元 友信	
		○	中村 春樹		○	杉木 秀幸	
出席数7名		○	福岡 みどり		○	松留 和江	
		○	村吉 博美		×	谷口 憲三	
会議録署名委員		1番	吉ヶ崎 弘一		8番	内村 初子	
出席した事務局職員	局長, 次長		上野 勝志 駿河崎 哲郎	書記		宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男	
会議に 付した 事項	<p>日程第1 議案第54号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第55号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第57号 農地振興整備計画変更に伴う意見について</p> <p>日程第5 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第6 議案第59号 農地のあっせん委員の選任について</p> <p>日程第7 議案第60号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

谷口委員から、欠席届が参っております。
出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 5 年第 10 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番吉ヶ崎委員と、8 番内村委員にお願い
いたします。

ここで諸般の報告をいたします。
農業経営基盤強化促進法による賃貸の合意解約が 1 件 1 筆ありました。
つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお
目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は
必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第 1 議案第 54 号農業経営基盤強化促進法による農用地
利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 5 件、賃借権が 11 件、使用貸借権
が 1 件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料 1 ペ
ージ、所有権移転の 42 番については、譲受人が有留委員となっております
ので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって〇〇委員は質疑の間、退
席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。
所有権移転の 42 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は
岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買に

よる所有権の移転でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、有留委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権移転の43番、譲渡人は大阪府の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをご覧ください。

次に44番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、45番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3ページをご覧ください。

次に、46番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申

請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

4 ページをお開きください。

賃借権の102番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新3年の利用権設定でございます。

次に103番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

5 ページおよび6 ページをご覧ください。

次に104番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に105番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

7 ページをご覧ください。

次に106番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます

8 ページをご覧ください。

次に107番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

9 ページをご覧ください。

次に108番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申

請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に109番、貸人は大阪府の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

10 ページをご覧ください。

次に110番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規6年の利用権設定でございます。

次に111番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

11 ページをご覧ください。

次に112番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

12 ページをご覧ください。

使用賃借権の113番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

木佐貫委員

この前も言ったんですが、これは賃借権ですよ、議案第54号の104番から先は、賃借権と書いてあるんですが。

事務局（出水）

こちらは間違いで、賃借権ではなくて賃借権へ修正をお願いします。

全部 102 番から 112 番まで修正をお願いします。

木佐貫委員

それから読み方ですが 5 ページ 105 番では、〇〇さんと言われ、106 番では、〇〇さんと言われましたがどちらが正しいでしょうか？

事務局（出水）

すみません。途中で訂正ができませんでした。〇〇さんが正しいです。

（委員のみなさん）

〇〇さんが正しいんじゃないですか？

事務局（出水）

すみません。〇〇さんが、正しいそうです。

議長（大村）

他に質疑はありませんか？

福岡委員

1 反の借地料が全然違うのですが、借地料はいいんですけど、水利費はどうなってるんでしょうか？借り手の方が全部持つらしいよとか。

事務局（若松）

水利費については、ここに記入されていない場合は全部借人が負担していただく分です。貸人が払う場合は記入されています。割合で行きますと借人が支払う場合が 9.5 で貸人が支払う場合が 0.5 ぐらいの割合です。今からも値上がりしそうなので、貸される方としましては、水利費を払っていただいて、お金なり現物（粃の量）を減らす傾向で。お金の場合であれば 1 万円、水利費を作る側が払う。なかには 1 万 5 千円で水利費も払うという方もいらっしゃいます。ここに記入されている通りちょっと高い方もいらっしゃいます。私どもが相談を受けた場合は、現状はこうですと説明はしますが、最終的にはお互い話し合いをして決めていただきます。

福岡委員

別に借り手が支払うと決まった訳ではないですよ。

事務局（若松）

決まってははいないです。こういう形で受けております。

議長（大村）

他にありませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第54号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第55号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料13ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が2件2筆、面積4,962㎡となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第55号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転5件であります。

この内、14ページの所有権移転の27番、および資料15ページの31

番については、現地調査を行っておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

なお、所有権移転の27番については、譲渡人が〇〇委員となっておりますので、東申良町農業委員会会議規則第25条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは、所有権移転の27番について、鶴丸委員に現地調査報告をお願いします。

(鶴丸委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和5年10月20日、金曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と松元委員、事務局の計5人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、肝付町在住の譲受人が購入するものであり、作付予定作物は水稻となっております。

譲受人は10年間の農作業の経験をもっており、農機具の所有、農業への従事状況も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は肝付町となっておりますが、俣瀬橋のすぐ近くで、通作に関しても問題は特にないものと思われま

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけることのできましたので、農地法第3条による許可を出しても問題はないものと思われま

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(櫻木委員入室)

それでは、引き続き所有権移転の31番について、松元委員に現地調査報告をお願いします。

(松元委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和5年10月20日、金曜日に、農地法第3条に係る現地調査を、私と鶴丸委員、事務局の計5人で行いました。

なお関係者として、農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、鹿屋市在住の譲受人が贈与を受けるものであり、作付予定作物は野菜となっております。

譲受人は30年間の農作業の経験をもっており、農業への従事状況も農地法第3条の許可基準を上回っております。

なお譲受人の住所は鹿屋市打馬となっておりますが、これまで何十度と通っており、通作に関しても問題は特にないものと思われま

さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけることのできましたので、農地法第3条による許可を出しでも問題はないものと思われま

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長(大村)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局(出水)

それでは、説明いたします。資料14ページをお開きください。

所有権移転の28番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

次に29番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

15ページをご覧ください。

次に30番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長(大村)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(大村)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第57号農業振興整備計画変更に伴う意見について議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外1件についての意見を求められております。

資料16ページの株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんからの用途区分の変更申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を村吉委員よろしくお願いいたします。

（村吉委員現地調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年10月20日金曜日に、転用に係る現地調査を私と内村委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として株式会社〇〇の従業員の方が出席されました。

申請地は農用地、区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画変更申出書の提出がされております。

転用目的は、申請地となり既存施設である選果場を使用するにあたり、農業用トレーラー・農業用トラック等の駐車スペース及び野菜の積み下ろしを行う作業スペースが不足しており、一時的に路上駐車している状況であり、選果場の隣地に農業用駐車場及び作業場を確保・整備するためとなっております。

また、除外が決定されたとして、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上であると思われることから第1種農地に該当するものと思われます。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、選果場の拡張であることから、不許可の例外である「農業用施設等」に該当するものと思われます。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は1,060㎡のうち500㎡になります。周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう

被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか」。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第4議案第57号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

議長（大村）

次に、日程第5議案第58号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が1件あります。

それでは、資料17ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしくお願

（松留立美委員調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和5年10月20日 金曜日に、転用に係る現地調査を私と谷口委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の永峯さん、地権者の〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、

申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われま

費用については融資により賄う予定であるとのこと

転用する面積は 3筆で 2,507 m²であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われま

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

この道路が農道で狭いと思いますが、10トンが出入りするんですか。その辺をお伺いしたい。

松留委員

〇〇市の〇〇が施行されると思います。おそらく10トン車だと思いますが、業者には現地調査の時に現場では、農道だから農業車両を優先するようにお願いしてあります。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

よって日程第5議案第58号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第59号の農地のあっせん委員の選任について議題といたします。

今回は売買を求める申出が1件あります。
本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思ひます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任の声あり」)

議長 (大村)

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

(事務局出水説明)

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地及びその周辺につきましては、議案第59号に記載されておりになります。

面積は 1筆 1,969 m²です。

また、図面には周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします

議長 (大村)

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては、鶴丸委員と松元委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員にお願いしたいと思ひます。

よって、日程第6議案第59号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第7議案第60号の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願い致します。

事務局 (駿河崎)

(事務局説明)

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大村）

異議なしと認めます。

議長（大村）

次に日程第7議案第60号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
についてを議題といたします。

事務局（駿河崎）

それでは私の方から説明させていただきます19ページをご覧ください。
農地等利用の最適化の推進に関する指針についてということです。
第1、基本的な考え方でございます。
割愛して読み上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月に2回施行されました。

農業委員会におかれましては、農地等の利用の推進の最低化推進が最も重要な必須事務として明確に位置づけられております。

ちょっと飛ばしまして、近年農業従事者も高齢化方が進んでおり、19のうちの発生が課題となっていることから、この発生防止・解消に努めるとともに担い手への農地利用の集積集約化を図るため、地域計画に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がございます。

このような観点から、活力ある農業農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地域ごとの活動を通じて、放置等の利用の最適化が具体的に進んでいくよう、東串良町農業委員会の指針としまして、具体的な目標と推進方法を以下の通り定めていきます。

なおこの指針はちょっと飛ばしますね。

東串良町の農業経営基盤の強化人の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標としまして、10年後に目指す農地の状況等を示すものでございます。

農業委員および推進委員の改選期でございます3年ごとに検証し直すものでございます。

以上の通り、この指針は平成29年8月に施行され、改選期ごとに見直しをし、今回が3回目の見直しでございます。前回と大きく変わる点は、中ほどにあります地域計画が変わることでございます。

次のページ以降に農業委員会としての長期目標を三つ掲げております。一つ目は、担い手への農地利用の集積集約化についてでございます。

今の現状がですね、考えの農地面積は1,360 haです。集積面積が877.9 集積率が64.5%でございます。

3年後の目標です。

農地面積が1,350 ha 集積面積は1,000 飛び12.5 ha。

こちらで75点0%です。

最終目標の10年後ですね、1,340 haに対しまして1206 ha。

90%を集約を目指しているところでございます。

主な推進方法としまして、10年後の農地利用を描く地域計画に取り組み、農地中間管理機構と連携して担い手等へ更なる集積集約化を図っていきます。

8ページの二つ目の遊休農地発生防止解消についてでございます。

21ページですね。

現状が管内面積が1,360 haに対しまして、遊休農地が8.1 ha、割合としまして0.6%でございます。

3年後の目標が農地面積が1,350 ha、遊休農地が2.4 ha、割合が0.2%。

最終目標の10年後が農地面積1,340 ha。

遊休農地が1 ha割合で0.1%を目指しています。

こちらも主な推進方法としまして、農業委員および推進員等による農地パトロールを強化します。

その状況結果を農業委員会サポートシステムに反映して、その次中間管理機構へ利用権設定を推進いたします。

また、守るべき農地を明確して行って、非農地判断を速やかに行っていきます。

三つ目に、22ページでございます。

新規参入者の促進についてでございます。

現状が、新規参入者が3名です。取得面積は0.6ヘクタールです。
法人につきましては0法人でございます。

3年後の目標です。

3年後には5人新規参入者の取得面積を1ヘクタール、法人につきましては2法人、2ヘクタールの取得面積を目指します。最終の10年後には7名に新規参入者を増やして1.4ヘクタールを取得して、
法人につきましても2法人で2ヘクタールでございます。

この考え方につきましては、下の方にあります通り農林水産課のですね、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいてですね一応設定しているところでございます。

最後になりますけれども、地域計画の目標を達成するための役割でございます。

22ページの第3の下の方ですね。

東串良町では農業委員会の役割としまして3点掲げました。

読み上げます。

日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。

地域計画では位置づけられた担い手への農地の利用調整、地域計画の定期的な見直しの協力、でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか？

鶴丸委員

新規参入の促進目標の現状で法人が0、法人のアグリストは入ってないですか？

事務局（駿河崎）

それは今からですね。これは5年の4月1日現在ですから。

議長（大村）

他にありませんか？

木佐貫委員

管内の農地面積が10haずつ減ってますが、これは非農地になったものをカウントしてますか？

事務局（駿河崎）

こちら前回の令和2年の変更の時、当初1,380haだったんですが、転用が出てきたり非農地判断だったりとかで20ha減ってる状況です。それを

見通しての設定数値になってると思います。

議長（大村）

他にありませんか？

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第7議案第60号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

福岡委員からの質問で、議案第54号の111番につきましては、貸し手の松元様が水利費を支払われておりますので修正させてください。

※ 11月

新規就農者に対する訪問活動：6日

農業委員会農地利用最適化推進会議：8日（水）さつき苑

現地調査：20日（月）

定例総会：24日（金）

忘年会：24日（金） まえだ家

申請締切：10月31日（火）※11月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これもちまして、東申良町農業委員会令和5年第10回定例総会を閉会いたします。